

交通安全指導ポイントマニュアル

～ 地域の交通安全指導員育成のために ～

広島県警察反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」



広島県警察本部

令和3年6月改訂版

街頭における交通安全指導要領

1 街頭指導の目的

街頭における交通指導は、繁華街、駅、バスターミナル及び幹線道路等の主要交差点において、高齢者や学童等の保護誘導を行うことにより、これらの者の安全な歩行と横断を確保し、もって交通事故を防止することが目的です。

2 街頭指導の心得

- (1) 通行する歩行者を交通の危険から保護し、安全に道路を横断させることは、重大な責務であることを十分自覚し、常に誘導・整理技術の向上に努めなければなりません。
- (2) 正しい交通指導を行うため、付近の道路状況、交通規制の状況及び交通の流れ等交通実態を把握しておくことが必要です。
- (3) 学童や園児等が横断する場所付近の交通環境をよくするため、運転者の視野を妨げたり、通行の妨害となるような駐車車両や看板などの物件等は移動してもらうように、あらかじめ運転者等をお願いしておくことが必要です。
- (4) 横断歩道では、常に横断者の安全を優先しますが、ひとりふたりの横断者のために多くの自動車を止めて、交通の流れを妨げないよう配慮するとともに、横断者が続くからといって、あまり長時間自動車を止めないよう、現場の状況に応じた適切な誘導をすることが必要です。
- (5) 指導員の不用意な動作が合図と間違われ危険な結果を生じることがありますので、指導中は常に正しい姿勢を保つとともに、合図の動作は、はっきりと大きく行って

ください。

また、「旗を降ろせば車はすぐ止まる」というような考え方は捨て、常に交通の流れに注意し、できるだけ車の流れがとぎれるような時期を見計らって正確な合図を行い、車が止まってから横断者を速やかに横断させてください。

(6) 警察官等が現場において街頭指導活動を行っているときは、これらの活動に積極的に協力してください。

(7) 街頭指導に従事中、違反車両、危険な歩行者などを認めた場合は、警笛を鳴らして相手方の注意を促すか、必要によっては相手の感情を害さない程度の注意を行うにとどめ、免許証の呈示を求めたりしないでください。

(8) 街頭指導に従事中、悪質な違反車両を発見した場合には、そのナンバー等を確認し、最寄りの警察署、交番等に連絡し、警察官の措置に委ねてください。

(9) 街頭指導に従事中、付近で交通事故が発生した場合は、負傷者の救護等を行い、見聞した状況を現場に臨場した警察官に連絡してください。

また、事故を起こした車が逃げたときは、その車のナンバー、車種、型式、色などの特徴及び運転者、同乗者などの状況をよく確認して速やかに110番等により警察署又は交番等の警察官に通報してください。

(10) 歩行者の横断誘導を行うため、自動車を停止させる場合は、運転者に協力を求める態度で行い、停止を解除するときは、旗を下に降ろした後、左右に振って感謝を込めて進行を促してください。

3 街頭指導の位置の選び方等

交通の指導及び整理誘導にあたっては、道路の形態・交通量などを十分に検討し、安全を第一に考え、次のような場所を選定すること。

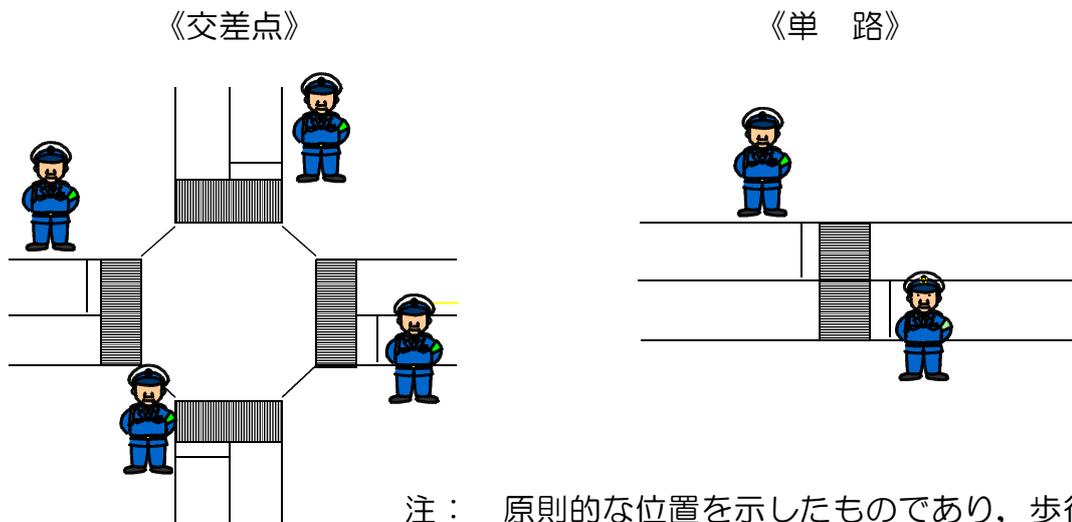
○ 指導員から、付近の道路や交通状況がよく見えるところ。

- 運転者や歩行者から、指導員の行う合図がよく見えるところ。
- 指導員自身が危険でない安全なところ。
- 歩道と車道の区別のあるところでは原則として歩道、歩道のないところでは道路の端に位置する。
- 車の進行方向に対して横断歩道の手前に位置する。

【配置後の留意事項】

- * 体は、原則として車道に向けること。
- * 一人の場合は、横断者が多い側に立っておき、横断者がいる場合には適宜対応すること。
- * 二人以上で実施する場合には、意思の疎通を図り、斉一を期して誘導整理を実施すること。

【交差点の配置図】



注： 原則的な位置を示したものであり、歩行者等の状況に応じて選定すること。

4 警笛の使い方

(1) 警笛吹鳴の目的

警笛は、運転者や歩行者に対し、交通整理や誘導の予告を合図して注意を促すためと、交通違反及び危険な行動をする者、又はしようとする人たちに注意を与えるため吹鳴します。

(2) 一般的な吹鳴の仕方

- 交通信号の黄信号に相当する吹鳴の仕方
2～3秒の長い吹鳴（長1声）
- 交通信号の「進め」又は「止まれ」に相当する吹鳴の仕方
おおむね1／2秒の短い吹鳴（短1声）
- 相手の注意をこちらに向けて、必要な合図を行う場合の吹鳴の仕方
鋭く、短く、2回連続して吹鳴（短2声）

(3) 具体的な場所での吹鳴の仕方

ア 単路における横断歩道

手信号にあわせて、「長1声」「短1声」を用います。

- 「長1声」は、車両を止める約3秒前から吹きます。
- 「短1声」は、車両が横断者の進路を妨げないようになった直後に吹きます。
- 続いて横断者が道路を渡り終わる約3秒前に「長1声」を吹きます。
- 横断が終わるとともに「短1声」を吹いて車両の発進を促します。

イ 交通信号機のある交差点

- 交通信号機にあわせて黄信号のときに「長1声」を吹きます。
- 「止まれ」「進め」信号のときは「短1声」を吹きます。

ウ 交通信号機のない交差点

手信号にあわせて、「長1声」「短1声」を用います。

- 「長1声」は、一方の交通を止めようとする約3秒前から吹きます。
- 「短1声」は、一方の交通を止めて、これと交差する交通の発信を促すと同時に、左右の交通に対して1回ずつ吹きます。

このように、「長1声」と「短1声」を交通の量に応じ、進行の切替時に繰り返します。

5 誘導旗の使い方等

誘導旗は、運転者及び歩行者に対する指導員の合図の目標になるものですから、正しく持つとともに正確に操作しなければなりません。誘導旗を使用しないときは、誘導旗の動作に準じて誘導してください。

(1) 使う時期

- 横断者の誘導は、原則として数人まとまったときに、車の切れ目を見計らって行いましょう。
- 「車は急に止まる」ことができないので、安全に停止できる距離を考えて合図しましょう。

(2) 合図の動作

ア 注意

警笛を吹鳴（合図の予告）しながら右手に持った誘導旗を上あげる（垂直に近い角度に立てる。）とともに、左手は横断待ちの歩行者が車道に飛び出さないよう水平に伸ばします。

歩行者に対する「注意」の合図もこの方法に準じた方法で行います。

注意の合図をするときは、車はすぐ止まれないことを考え、余裕ある距離をみて警笛を吹きながら、左手に持っていた誘導旗を右手に持ち替えて右手を垂直に近い角度に立てる。これは信号機の黄色の信号を意味し、「今から歩行者を渡らせますよ」という意思表示で、歩行者の横断を運転者に知らせる大切な予告活動であることを念頭においてください。



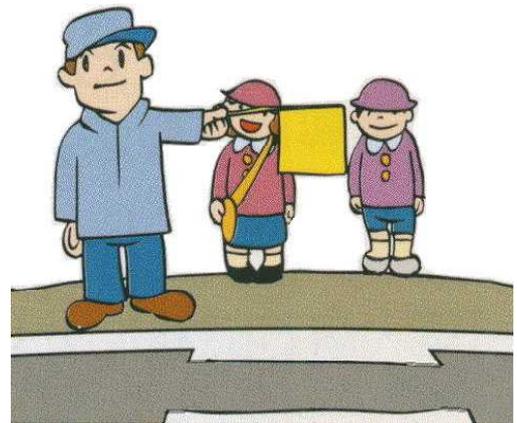
イ 歩行者止まれ

横断中の歩行者がいないことを確かめ「注意」の合図をしてから、誘導旗を左手に持ち替えて道路に平行かつ水平に伸ばし、右手で右側に停車している車の進

行を促します。

この際、歩行者が完全に渡り終わったら、車をあまり長時間待たせることがないように注意し、車を誘導するときは、運転者に対する謝意の意味を込めて会釈しましょう。

「歩行者止まれ」から「注意」の合図をするときは、誘導旗を右手に持ち替えて「注意」の動作に移ります。



ウ 歩行者進め

右手の誘導旗を車道に向かって直角、水平に降ろし、車が完全に止まった後、左手で歩行者を誘導します。

右手の誘導旗を水平に降ろし、車が完全に止まったか、暴走してくる車はないかを確認した後、歩行者に対し「渡ってもいいですよ」と一声かけて渡らせます。



この場合、歩行者が完全に道路を渡りきるまで、駆け込んでくる歩行者や誘導旗を無視して走ってくる車がないかどうか注意を集中させ、安全を確保するように努めなければなりません。

歩行者に対する交通安全指導要領

1 歩行者と同じ扱いになる人

- (1) 身体障害者の車椅子，歩行補助車，ショッピング・カートや乳母車，三輪車などの小児用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準は，次のとおりです。

- 原則として，長さは120cm，幅は70cm，高さは120cm（ヘッドサポートを除く部分）をそれぞれ超えないこと。
- 原動機として電動機を用いること。
- 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- 鋭い突起部のないこと。
- 自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。

（TSマークの付いたものはこれらの基準を満たしています。）

原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートの基準は，次のとおりです。

- 原則として，長さは120cm，幅は70cm，高さは120cmをそれぞれ超えないこと。
- 原動機として電動機を用いること。
- 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- 鋭い突起部のないこと。
- 通行させている人が車から離れた場合には，原動機が停止すること。

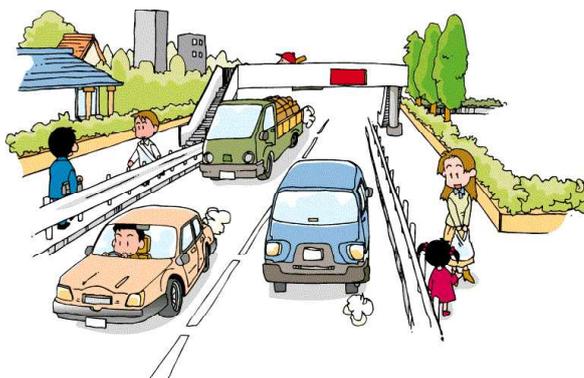
（TSマークの付いたものはこれらの基準を満たしています。）

- (2) 大型自動二輪車，普通自動二輪車，二輪の原動機付自転車，二輪又は三輪の自転車を押して歩いている人

- (3) 長さ190cm以内・幅60cm以内の四輪以上の自転車を押して歩いている者

2 歩行者の通るところ

(1) 歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、道路を横断する場合と道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通るように指導しましょう。



(2) 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通るように指導しましょう。しかし、右側を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通るように指導しましょう。

(3) 歩行者用道路では、歩行者は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますので、注意させましょう。

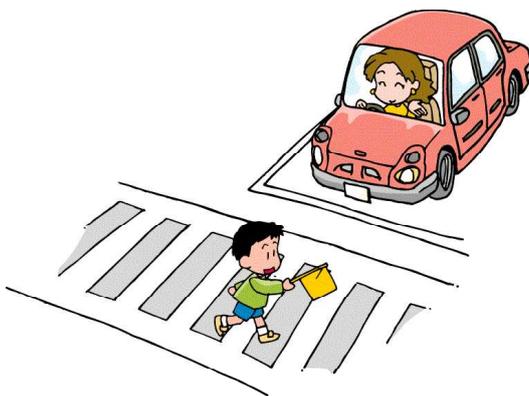
(4) 標識によって歩行者の通行が禁止されている道路や高速自動車国道、自動車専用道路に入ってははいけませんので、入ろうとする人を見た場合は入らないように注意しましょう。

3 横断の仕方

(1) 横断の場所

横断歩道が近くにあるところでは、その横断歩道を横断させるように指導しましょう。

また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけそれらの施設を利用させるようにしましょう。



なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断をさせてはいけません。また、ガードレールや植え込み等のあるところで横断するのは危険ですので、横断させないよう指導しましょう。



横断禁止

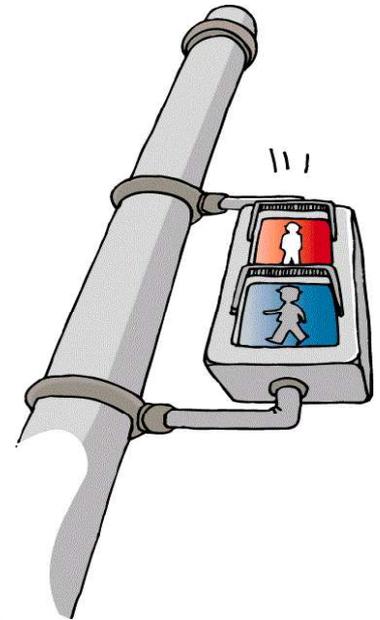
(2) 信号機のある場所で横断しようとするとき

- 信号が青になってから横断させましょう。歩行者用の信号機のあるところでは、その信号に従わせましょう。

なお、信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断させましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待たせましょう。

- 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めさせてはいけません。

- 押ボタン式の歩行者用信号機のあるところでは、ボタンを押して青信号に変わるのを待たせましょう。



- 道路を斜めに横断させてはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているスクランブル交差点では、歩行者用信号に従って斜め横断もできます。

(3) 信号機のない場所で横断しようとするとき

- 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所で横断させましょう。

- 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめてから横断させましょう。

- 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないことを確かめてから横断させましょう。

横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。

○ 車が近づいて来ないときは、速やかに横断を始めさせます。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断させましょう。
この場合、道路を斜めに横断したり、慌てて横断しないよう指導しましょう。

○ 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがあるので注意しましょう。

4 踏切の通り方

(1) 踏切の手前では、必ず立ち止まって、右左の安全を確かめさせましょう。一方から列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車が来ることがあるので注意させましょう。

(2) 警報機が鳴っているときや、遮断機が降り始めてからは、踏切内に入らせてはいけません。腕木が半分になっている半遮断式の遮断機の間を縫って渡ることは危険なのでやめさせましょう。

(3) 警報機が鳴っていないときや、遮断機が降りていないときでも、機械が故障している場合がありますから、必ず安全を確かめてから渡るようにさせましょう。

5 夜間歩くとき

(1) 夜間は、歩行者から自動車のライトが見えても、運転者から歩行者がよく見えなことがあります。特に雨などでアスファルトの路面がぬれているときは、歩行者が見えにくくなりますから注意させましょう。

(2) 夜になると、運転者も疲れてきて、注意力や視力が低下したり、居眠り運転などの危険な運転が多くなったりします。また、歩行者も自動車のスピードやその遠近がよく分からなくなります。横断するときや自動車と擦れ違う場合は、昼間に比べて一層注意するよう指導しましょう。

(3) 夜間は、道路の中央付近にいる歩行者は、両方から来る自動車のライトで運転者から瞬間的に見えなくなることがありますので、道路の中央付近で立ち止まることがないように、横断する前に十分注意させましょう。

(4) 信号機のない道路を横断するときは、運転者から横断していることがよく分かるよう、道路照明がある場所などのできるだけ明るい場所を選ぶよう指導しましょう。

(5) 夜間歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、つえなどに反射材を付けたりするように指導しましょう。

6 雨の日などに歩くとき

(1) 雨の日などは、視界が悪くなりますから、レインコートなどの服装は、運転者から見やすいよう、明るい目立つ色のものにするよう指導しましょう。また、前が見えにくくなるような傘の差し方は危険ですから注意しましょう。

(2) 雨の日などは、路面が滑るために、自動車の停止距離が長くなったり、歩行者も転びやすくなったりして危険ですから、無理な横断や飛び出しをしないように注意しましょう。

児童に対する交通安全指導上の配慮事項

項目	内容
指導の目標	児童に対する交通安全指導の目標は、 <ul style="list-style-type: none">○ 交通事故の現状、原因及び安全な行動の仕方について理解を深めさせて、安全に行動できるようにする○ 交通環境の中にあるいろいろな危険について理解させ、常に適格な判断の下に安全な行動ができるようにする○ 自他の生命を尊重し、学校や社会の安全について進んで協力し、貢献できるようにする

	<p>こととされていますので、指導員としては、この目標を絶えず確認して職務に励むことが必要です。</p>
指導の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校の指導を通じて、交通法規の遵守、交通安全マナー及び他人への思いやりなど、児童の安全意識を高め、事故防止を図るよう、繰り返し根気よく指導しましょう。 ○ 通学路の安全を確かめるため、危険箇所をチェックしたり、信号機や道路標識等に異常があるときや、通学路の周辺で行われている工事で通行に危険があると感じたときは、最寄りの警察署等に連絡して、安全な通行ができるようにしましょう。
登校指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ みんなと仲良く、交通ルールを守って安全に通行するよう指導しましょう。 ○ 下級生は、他の人に迷惑をかけないように気をつけ、上級生は下級生をいたわり、信頼されるように自分の行動に責任を持つよう指導しましょう。 ○ 元気よく挨拶する習慣を身につけるためにも、指導員からも明るく挨拶しましょう。 ○ 集団で行動するときも、一人一人が安全を確かめて通行するよう指導しましょう。
下校指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下校時は、勉強を終えた開放感から、気の緩み、疲労感などで事故に遭いやすい状態ですので、子供の様子をしっかり把握して、その子に応じた適切な指導に心掛けましょう。 ○ 近道、道草をしないように指導しましょう。 ○ ふざけたり、飛び出すなど、遊びながら歩かないように指導しましょう。 ○ ポケットに手を入れて歩く子、ボールなどを手に持って歩く子などを見かけたら適切に指導しましょう。 ○ 腹痛や気分の悪い子、転んでけがをした子などその状態に応じて学校や家庭に連絡をとり、子供が安心できるように対応しましょう。

自転車に対する交通安全指導要領

1 お互いに譲り合うこと

- (1) 道路はみんなが使うところですから、まわりの歩行者や車の動きに注意して、相手の立場になって、自転車を利用するよう指導しましょう。
- (2) 幼児やお年寄り、身体が不自由な人がいるときは、必ず一旦止まるか、十分速度を落とし、危険のないよう注意するように指導しましょう。
- (3) 交通が混雑しているところでは、自転車から降りて、押して歩くように指導しましょう。その場合は、歩行者のルールに従わせなければなりません。
- (4) 横断歩道では歩行者の通行を妨害しないよう指導しましょう。

2 信号や道路標識等に従うこと

- (1) 信号は、前方の信号に従わせなければなりません。横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りませんので注意しましょう。
- (2) 自転車は車両用の信号に従わせなければなりません。しかし、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、これに従わせなければなりません。
- (3) 道路標識や道路標示によって行われる交通規制に従わせなければなりません。

3 警察官の指示に従うこと

- (1) 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合は、この手信号や灯火による信号に従わせなければなりません。この場合、手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければなりません。

ので注意して指導しましょう。

- (2) 警察官が通行の方法などについて必要な指示をすることがありますが、その場合は、警察官の指示に従って行動しなければなりません。

4 自転車の正しい乗り方

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗っている人を指導するときは、特に次のことに注意しましょう。

(1) 自転車に乗ってはいけない場合

- 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、自転車に乗ってはいけませんので、酒に酔ってふらふらしながら自転車に乗っている人などを見かけたときは、押して歩くように指導しましょう。

- ブレーキが故障している自転車、警音器を備え付けていない自転車や、夜間などには、前照灯のつかない自転車や尾灯も反射器材もない自転車には乗ってはいけませんので、そのような自転車に乗っている人を見かけたら、押して歩くように指導しましょう。

- 自転車の二人乗りは危険ですのでやめさせましょう。ただし、16歳以上の人
が幼児用の座席に小学校就学の始期に達するまでの者一人を乗せているときや、
16歳以上の人
が4歳未満の子供をひも等により確実に固定して背負っているときなどは別です。

- 傘を差したり、物を手やハンドルに下げたり、犬などの動物を引きながら自転車に乗るのは危険ですから、そのような人を見かけたら押して歩くように指導しましょう。

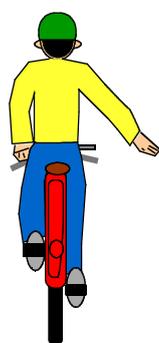
- サドルにまたがったとき、足先が地面につかないような、体に合わない自転車に乗っている人を見かけたら、サドルの高さを調整するなど指導しましょう。

(2) 荷物を積む場合

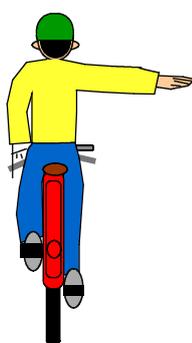
- 積載装置を備えた自転車は、荷物を積むことができますが、自転車が不安定になったり、ハンドル等の操作の妨げなどになるような積み方はできませんので、そのような状況を見かけたら押して歩くように指導しましょう。

(3) 安全の確認と合図

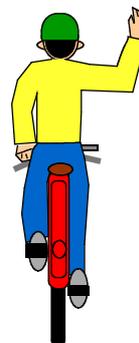
- 道路はみんなが利用するところですから、これからしようとする行動をほかの車などに知らせることは、安全のために大切なことですので、下図のとおり合図をしてから停止や右左折をするように指導しましょう。



停止の合図



右折の合図



左折の合図

- 進行中にいきなり進路を変えることは危険ですからやめさせましょう。
- 走行中は合図をする場合のほかは両手でハンドルを握って、前方ばかりでなく、側方や後方の車の動きにも注意するように指導しましょう。
また、携帯電話を使用しながら自転車に乗っている人を見かけたら、自転車を降りて携帯電話を使用するように指導しましょう。

(4) 正しい発進と停止の仕方

- 後方と前方の安全を確認せず自転車に飛び乗ったり、後方の安全を確認しないで、まだ停止していない自転車から飛び降りて止まるということは危険ですからやめさせましょう。

- みだりに、急ブレーキをかけると、後方から進行して来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険がありますので、そのような状況を見かけたら注意しましょう。

(5) 安全な走行

- 自転車が通行するところは、次のとおりです。
なお、歩行者の通行の妨げにならないように注意し、十分速度を落とさせなければなりません。

- * 自転車は、車道を通るときは、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行するように指導しなければなりません。

- * 自転車は、路側帯を通行することができますが、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合や、歩行者用路側帯（白の二本線の標示）は通れませんので、通行している自転車を見かけたら注意しましょう。



- 普通自転車は、自転車歩道通行可の標識のある歩道を通行することができます。この場合、次の方法により通行させるように指導しましょう。

- * 歩道の車道寄りの部分を徐行
- * 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止



- 普通自転車は、自転車道があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行させるように指導しましょう。

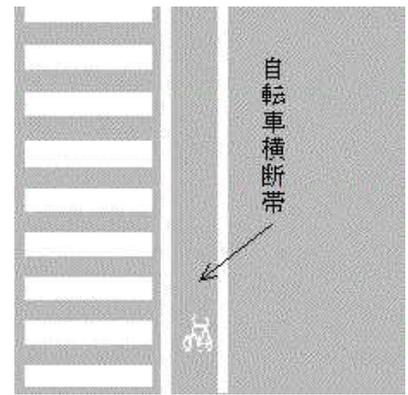
(6) 横断の仕方

- 道路を横断しようとする場合で、近くに自転車横断帯があるときは、その自転

車横断帯を通行させるよう指導しましょう。

また、自転車横断帯がないところでも近くに横断歩道があるときは、歩行者の通行を妨害しないように注意して、その横断歩道を渡るように指導しましょう。

* 横断歩道を自転車に乗って通行してもその行為は直ちに違反にはなりませんが、横断歩道を歩行者が横断している場合に歩行者の通行の妨害をすれば違反となります。



- 自転車横断帯や横断歩道がない場合には、左右の見通しのよくきくところを選んで、車の途切れるのを待って道路を直角に渡らせましょう。

(7) 走行上の注意

次のような危険な走り方を見かけたら指導しましょう。

- 車や路面電車のすぐ後ろに続いたり、また、それにつかまって走行する行為を見かけたら注意してやめさせましょう。
- 交差点や踏切の手前などで停止している車やゆっくり進んでいる車があるときに、その前に割り込んだり、これらの車の間をぬって前に出たりする行為を見かけたら注意してやめさせましょう。
- 踏切では、一時停止をし、安全を確かめて通行させましょう。
- 並進が認められているところ以外で他の自転車と並進したり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけませんので、そのような行為を見かけたら注意してやめさせましょう。
- 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、前照灯をつけて走行するように指導しましょう。

○ 車道の左端を走っている自転車が左折する自動車に巻き込まれる事故がよく起きています。自転車で直進しようとするときは、左折車の動きに十分注意して通行するように指導しましょう。

○ 信号が青になってから横断させましょう。

なお、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の自転車に対する信号の意味は、

* 青色の灯火

自転車は直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるまで待ちます。

* 青色の灯火の点滅

自転車は横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は進むことができます。

* 赤色の灯火

自転車は横断を始め、または停止位置を越えて進んではいけません。交差点ですでに左折している自転車は、左折方向の信号が赤でも進むことができます。交差点ですでに、右折している自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。

です。

○ 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意させましょう。

* 一時停止の標識のあるところでは、確実に一時停止をして、安全を確かめさせましょう。



一時停止

* 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通るように指導しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめるよう指導しましょう。

- 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落として走行するよう指導しましょう。
- 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用するよう指導しましょう。
- ブレーキやライトが故障したまま走行しているのが分かったときは、自転車を押して歩くよう指導しましょう。
- 路面が凍結しているところや風雨が強くなってきたときは、自転車から降りて押して歩くよう指導しましょう。

(8) 左折の仕方

- 左折するときは、後方の安全を確かめ、早めに左折の合図を行い、できるだけ道路の左側に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がるよう指導しましょう。

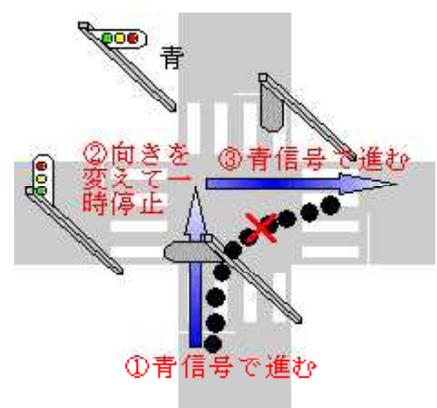
(9) 右折の仕方

右折する自転車に対しては、次の要領で右折するよう指導しましょう。

- 信号機などにより、交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の左側に沿って十分速度を落とし、向こう側の角まで直進します。

角の手前で後方の安全を確かめ停止の合図を行い、一旦止まり、その地点で自転車から降りて自転車の向きを右に変え発進の準備をします。対面する信号が青になってから前後左右の安全を確かめ、交差点の左端に沿ってゆっくり進まなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動

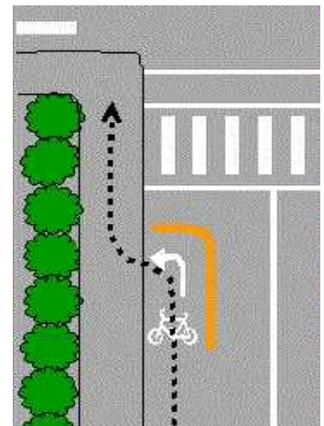


機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことができません。

- 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、早めに右折の合図を行い、できるだけ道路の左端によって、交差点の向こう側までまっすぐ進み、さらに安全を確かめ十分速度を落として曲がらなければなりません。通行する車が多くて、危険な場合は、信号機のある交差点の右折と同じように、交差点の向こう側で一旦止まるようにしましょう。

(10) 普通自転車交差点進入禁止の標示がある場合

- 普通自転車は、交差点やその手前に交差点への進入を禁止する標示があるときは、その交差点へ進入することはできません。この場合は、その左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯を通過して交差点を渡りましょう。



普通自転車交差点進入禁止

(11) 自転車を止めるところ

- 自転車を駐輪するときは、歩行者や車の通行の妨害にならないようにしなければなりません。なお、近くに自転車駐輪場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

なお、都市によっては、「自転車等放置規制区域」が指定されており、その区域を示す標識や表示が設置されておりますので、この区域の路上には駐輪しないように指導しましょう。

高齢者に対する交通安全指導要領

1 高齢者の特性

(1) 心理的特性

高齢者になれば、60数年以上にわたる人生経験から割り出した信念を持ち、考え方も固執的になり、性格も柔軟性に欠け、変わった環境に適応していくことが困難になるといった心理的な特徴があります。



(2) 身体的特性

高齢になると、脚をはじめ筋肉等の衰えが目立ち、また視力、聴力機能が低下します。

(3) その他の特性

高齢になると、感覚機能、聴覚機能の低下によって、思考速度が鈍ったり、反応時間が遅くなったり、精神的柔軟性や適応性が減退したり、物事に無関心になったりします。

2 交通安全上の具体的問題点

高齢者は、視覚、聴覚を通じた環境の認知において、その速度も正確さも低下しているうえ、全体的な協調運動、反射運動能力の低下など交通事故に遭いやすい障害が現れ、交通安全上特に次のような点が問題点としてあげられます。

- 交通事情の移り変わりや、新しい交通のきまりになじみにくい。
- 俊敏にからだは動かない。
- ものが見えにくく、耳が聞こえにくくなったりするため、周囲の状況を正しくとらえにくくなる。

- 足元がふらふらして、転びやすくなる。
- とっさに身をかかわして危険を避けることができにくくなる。

3 具体的な指導要領

(1) 歩行者に対する指導

ア 安全な歩行

- 左側通行時代の習慣が残っている高齢者がいるため、歩道のない道路で左側を通行している高齢者を見かけた場合は、右側通行をすると、後ろから走ってくる車と離れているし、前から走ってくる車の様子がよく見え、危ないと思ったら、すぐ避けることができるので安全であるということを具体的に説明してあげましょう。



イ 安全な横断

- 横断歩道外の横断は非常に危険ですので、少し遠回りでも、横断歩道や地下道等を利用するように指導しましょう。
- 横断するときには、左右の安全を確かめ、交通状況を見きわめて横断するように指導しましょう。
- 車を見るときは、運転者を見て自分に気付いているかを確認するように指導しましょう。
- 横断禁止場所での横断、斜め横断、停車した車のすぐ前や後からの横断、通り過ぎた車のすぐ後からの横断、渋滞車両の間を通り抜ける横断は危険ですので、そのような行為をする高齢者を見かけたら注意して、安全に道路を横断するよう指導しましょう。
- 薄暮時から夜間にかけて外出している高齢者に対しては、一緒に横断してあげるなど、安全に横断できるよう配慮しましょう。
- 信号が青の灯火に変わってもいきなり飛び出さず、安全を確かめ、車が停車したのを確認してから横断を始めるように指導しましょう。

また、横断途中で信号が変わることを予測して、無理な横断をしないよう指導しましょう。

ウ その他

- 飲酒等によってふらふらして交通事故の被害に遭う可能性のある高齢者を見かけた場合には、最寄りの警察署等に通報するなどして、安全に帰宅できるように配慮しましょう。

(2) 自転車やバイク利用者に対する指導

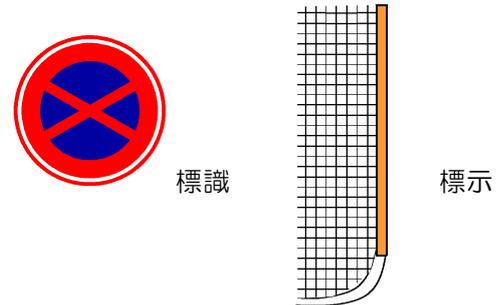
- 体力や平衡感覚の低下により、自転車やバイクの安定を保つことが難しくなるので、都市部等交通量の多いところでこれらを利用する場合には、歩行者や、他の車両の動きに注意するように指導しましょう。
- 自転車やバイクが通行できない歩道を通行する自転車等を見かけたときは、直ちに通行をやめるように注意するなど、適切な措置を取りましょう。

違法駐車車両に対する指導要領

1 駐停車ができない場所

次の場所では、駐車も停車もできませんので、駐車又は停車しようとする人を見かけたら、道路上への駐車や停車をしないように指導しましょう。

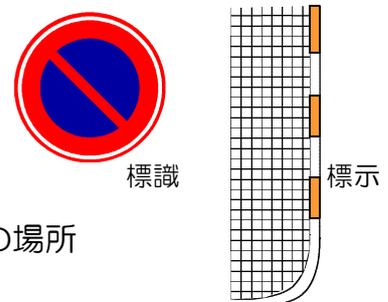
- 駐停車禁止の標識や標示のある場所
- 軌道敷内
- 坂の頂上付近や勾配の急な坂
- トンネル
- 交差点とその端から5m以内の場所
- 道路の曲がり角から5m以内の場所
- 横断歩道又は自転車横断帯とその端から5m以内の場所
- 踏切とその端から前後10m以内の場所
- 安全地帯の左端とその前後10m以内の場所
- バス、路面電車の停留所の標示柱から10m以内の場所（運行時間帯に限る）



2 駐車ができない場所

次の場所では駐車してはいけませんので、道路上に駐車しないように指導しましょう。なお、標識や標示によって駐車が禁止されている場所に駐車している人を見かけた場合は、警察署長の許可を受けているかどうかを確認し、受けていない場合は、道路上に駐車しないように指導しましょう。

- 標識や標示によって駐車が禁止されている場所
- 火災報知機から1m以内の場所
- 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3m以内の場所
- 道路工事の区域の端から5m以内の場所
- 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5m以内の場所

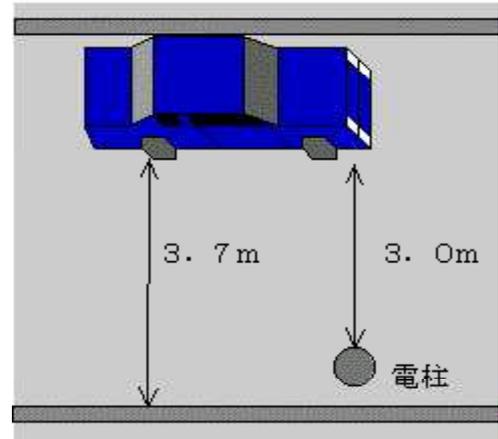


- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5m以内の場所

3 無余地の駐車

車両は、所定の方法によって駐車した場合、車の右側の道路上に3.5m以上の余地がなくなる場所では駐車をしてはいけませんので、そのような車を見かけたら、このような場所で駐車しないよう指導しましょう。

なお、貨物の積み卸しを行う場合で直ちに運転できる状態にある場合や、傷病者の救護のためやむを得ない場合等は除かれます。



無余地駐車違反となる場合

4 駐車や停車の方法

(1) 駐車又は停車（以下「駐車等」という。）することができる歩道や路側帯のない道路で、道路の左端に沿って駐車等していない場合には、左側に沿うように指導しましょう。

(2) 駐車等することができる歩道や路側帯のある一般道路で、車道の左端に沿って駐車等していない場合には、左端に沿うように指導しましょう。

(3) 駐車等することができる道路に設けられた路側帯の幅が広い場合には、路側帯に入って駐車等することができますが、0.75m以上の余地のない場合には、余地をあけて駐車等するように指導しましょう。



なお、白の実線と波線の標示や、白の二本線の標示のあるところでは、路側帯に入れませんので、そのような場所に入って駐車等している車を見かけたら、出るよ

うに指導しましょう。

5 時間制限駐車区間での駐車

パーキングメーターやパーキングチケット発給設備がある場合は、道路標識等に表示されている時間内であれば、手数料を支払って駐車することができます。パーキングメーターを作動していない場合又はパーキングチケットを貼付していない場合等は駐車することができませんので、そのような車を見かけたら、最寄りの警察署等に通報しましょう。

6 駐車違反に対する措置

違法な駐車等を見かけたが運転者が現場にいないときや、運転者が指導に従わないときは、最寄りの警察署等に通報してください。

(参考 自動車の保管場所等)

- 道路を保管場所とすることは法律で禁止されています。
- 自動車の所有者は、道路以外の場所に、次の要件を満たす保管場所を確保しなければなりません。
 - * 自動車の使用の本拠地から2キロメートル以内であること。(運送事業用自動車は国土交通大臣が定める距離内)
 - * 道路から自動車を出入りさせるのに支障がなく、かつ自動車全体を収容できるものであること。 等
- 軽自動車の所有者は、その車の保管場所を管轄する警察署長に、使用の本拠、保管場所の位置等を届け出なければなりません。
- 自動車を道路上の同一の場所に引き続き12時間以上(夜間は8時間以上)駐車させてはいけません。

交通安全指導員の知識

1 街頭指導上必要な知識

(1) 道路交通法上の用語の意味（法第2条）

ア 道路（同条第1項第1号）

国道、県道、市町村道など道路法で定める道路、道路運送法で定める自動車道のほか、不特定多数の歩行者や車が自由に通行することができる場所（場合によっては学校の校庭や川原なども道路とみなされることがある。）をいう。

イ 歩道（同条第1項第2号）

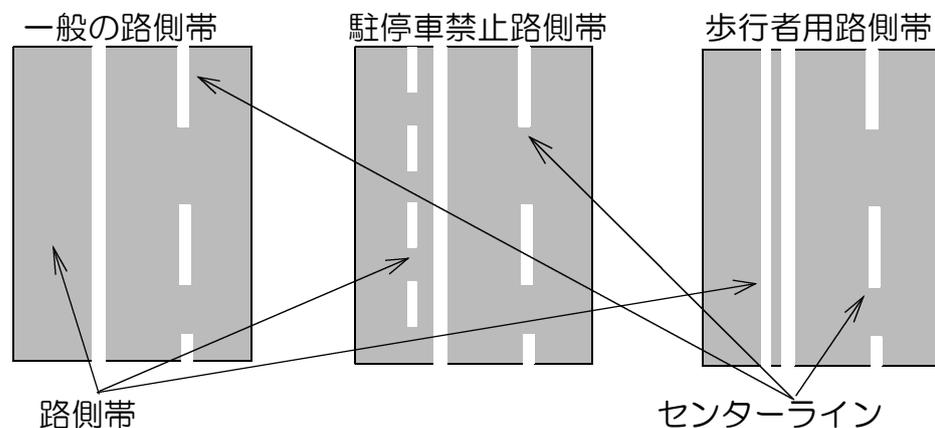
歩行者の通行の用に供するために縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいう。

ウ 車道（同条第1項第3号）

車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分をいう。

エ 路側帯（同条第1項第3号の4）

歩行者の通行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、道路標示によって区画された部分をいう。



オ 横断歩道（同条第1項第4号）

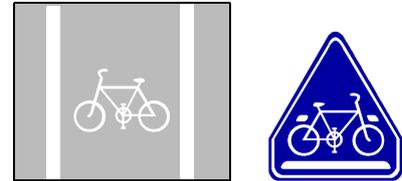
道路標識又は道路標示によって歩行者が横断するための場所であることを示している道路の部分をいう。



横断歩道

カ 自転車横断帯（同条第1項第4号の2）

道路標識又は道路標示によって自転車が横断するための場所であることを示している道路の部分をいう。



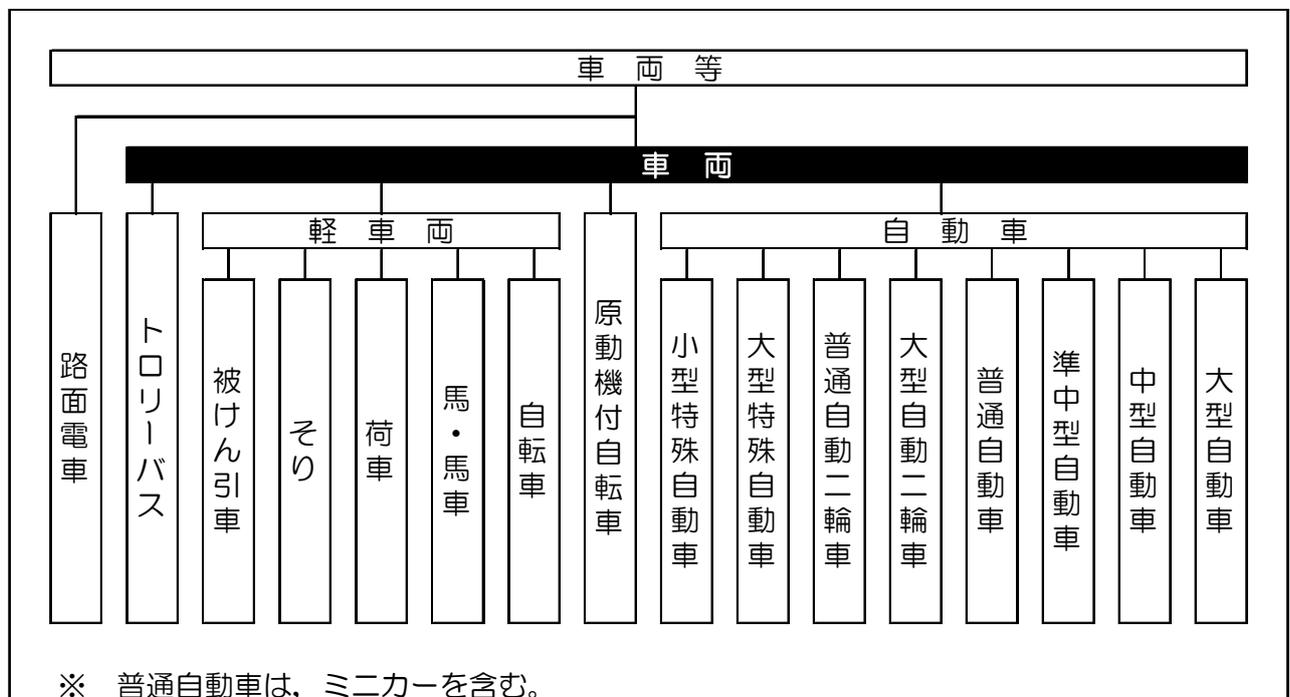
自転車横断帯

キ 交差点（同条第1項第5号）

十字路，T字路その他二以上の道路が交わる部分をいう。歩車道の区分がある道路では，車道が交わる部分をいう。

ケ 車両（同条第1項第8号）

自動車，原動機付自転車，軽車両およびトロリーバスをいう。



コ 自動車（同条第1項第9号）

原動機を用い、レールまたは架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいう。

サ 原動機付自転車（同条第1項第10号）

原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車で、総排気量50cc以下のもので、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいう。

シ 軽車両（同条第1項第11号）

自転車、荷車その他人の力若しくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としない車をいう。そりや牛馬を含むが、身体障害者用の車いす、歩行補助車等、および小児用の車は除く。

ス 自転車（同条第1項第12号）

ペダルまたはハンド・クランクを用い、人の力によって運転する二輪以上の車で、レールを必要としないものをいう。ただし、身体障害者用の車いす、歩行補助車等、及び小児用の車は除く。また、駆動補助付のものは基準に該当するものに限る。

セ 駐車（同条第1項第18号）

車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積降ろし、故障その他の理由により継続的に停止することで、貨物の積降ろしのための停止で5分を超えない時間のものと、人の乗降のための停止は除く。

また、車両等が停止し、かつ、その車両等の運転者が離れていて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

ソ 停車（同条第1項第19号）

車両等が停止することで、駐車以外のものをいう。

タ 歩行者とみなされる者（同条第3項等）

- 身体障害者用の車椅子，歩行補助車等
- 大型自動二輪車，普通自動二輪車，二輪の原動機付自転車，二輪又は三輪の自転車を押して歩いている者
- 長さ190cm以内・幅60cm以内の四輪以上の自転車を押して歩いている者



(2) 信号の種類と意味

ア 信号機の信号

信号の種類		信号の意味
車 用 信 号 機	青色の灯火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は，進行することができる。 ○ 自動車・原動機付自転車・トロリーバス・路面電車は直進し，左折し，右折することができる。 ○ 原動機付自転車が二段階右折をしなければならぬときは軽車両に準ずる。 ○ 自転車などの軽車両は，直進し，左折することができるが，右折するときは，右折する地点まで直進し，その地点で向きを変え，進むべき方向の信号が青になって進行する。
	黄色の灯火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は，横断を始めてはいけぬ。横断中の者は，速やかに横断を終るか，横断をやめて引き返さなければならぬ。 ○ 自動車や原動機付自転車及び自転車などの車両等は，停止位置をこえて進行してはならぬ。ただし，黄色の灯火に変わったときに停止位置に近づいていて，安全に停止することができない場合はそのまま進むことができる。
	赤色の灯火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は，道路を横断してはいけぬ。 ○ 自動車，原動機付自転車及び自転車などの車両等は，停止位置をこえて進んではいけぬ。 ○ 交差点において既に左折している車両等は，そのまま進行することができる。 ○ 交差点ですでに右折している車両等は，そのまま進むことができる。 ○ すでに右折地点で向きを変えている自転車などの軽車両や，二段階右折の原動機付自転

		車は、右折方向の信号が赤のときは、右折地点でそのまま停止していなければならない。
	黄色の灯火の点滅	○ 自動車や自転車などの車両等及び歩行者は、他の交通に注意して進むことができる。
	赤色の灯火の点滅	○ 歩行者は、他の交通に注意して進むことができる。 ○ 自動車や自転車などの車両等は、停止位置で一時停止し、安全確認をしたのち、進行することができる。
歩行者用信号機	青色の灯火	○ 歩行者は、進むことができる。
	青色の灯火の点滅	○ 歩行者は、横断を始めてはいけない。横断中の歩行者は、速やかに横断を終わるか、引き返さなければならない。
	赤色の灯火	○ 歩行者は、道路を横断してはいけない。
歩行者・自転車専用信号機	青色の灯火	○ 歩行者は、進むことができる。 ○ 自転車は、直進し、左折することができる。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、待機することができる。
	青色の灯火の点滅	○ 歩行者は、横断を始めてはいけない。横断中の歩行者は、速やかに横断を終わるか、引き返さなければならない。 ○ 自転車は横断を始めてはいけない。ただし、点滅に変わったとき、停止位置に接近していて安全に停止することができないときはそのまま進行できる。
	赤色の灯火	○ 歩行者は、道路を横断してはいけない。 ○ 自転車は、横断を始めたり、停止位置をこえて進行してはいけない。すでに左折している場合は、そのまま進行できる。また、すでに右折のため右折地点で待機している場合は、右折方向の信号が青になるまで停止していなければならない。
矢印信号	青色の灯火の矢印	○ 自動車などの車両のみが、赤または黄信号にかかわらず青色の矢印の方向に進行することができる。ただし、右折の矢印の場合は、自転車などの軽車両や二段階右折の原動機付自転車は進むことはできない。
	黄色の灯火の矢印	○ 路面電車は、赤または黄信号にかかわらず矢印の方向に進むことができるが、歩行者や自動車、原動機付自転車及び自転車などの車両等は進むことはできない。

イ 警察官による信号

(ア) 手信号

○ 腕を横に水平にあげているとき

横に水平にあげた腕に平行する交通については、信号機の青色の灯火の信号と同じ意味である。

この交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味である。

○ 腕を垂直にあげているとき

上に垂直にあげた腕に平行する交通については、信号機の黄色の灯火と同じ意味である。

この交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味である。

(イ) 灯火による信号

○ 灯火を横に振っているとき

灯火が振られている方向に進行する交通については、信号機の青色の灯火の信号と同じ意味である。

この交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味である。

○ 灯火を頭上にあげているとき

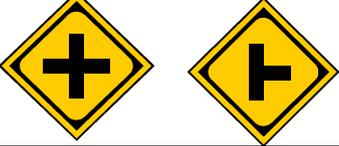
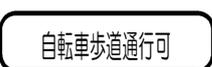
頭上にあげる前に灯火が振られていた方向に進行していた交通については、信号機の黄色の灯火と同じ意味である。

この交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味である。

(3) 主な標識の種類と意味

標識の種類	標 識 の 意 味
車両通行止め 	車（自動車・自転車・荷車・原付車・トロリーバスなど）は、通行できません。

<p>車両進入禁止</p> 	<p>車は、この標識のある方向から進入することはできません。</p>
<p>二輪の自動車以外の自動車通行止め</p> 	<p>大型自動二輪車、普通自動二輪車以外の自動車は、通行できません。</p>
<p>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</p> 	<p>大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車は、通行できません。</p>
<p>自転車通行止め</p> 	<p>自転車は通行できません。</p>
<p>指定方向外進行禁止</p> 	<p>車は、矢印が示す方向以外に進んではいけません。</p>
<p>駐停車禁止</p> 	<p>車は、危険防止上やむを得ない場合など以外は、停止することができません。</p>
<p>駐車禁止</p> 	<p>車は、人の乗降や貨物の積卸し（5分以内）のとき以外は、継続的に停止してはいけません。</p>
<p>自転車及び歩行者専用</p> 	<p>① 自転車歩行者専用道路で、普通自転車と歩行者だけが通行できます。 ② 普通自転車以外の車は通行してはいけません。 ③ 普通自転車は歩道を通行することができます。</p>
<p>一方通行</p> 	<p>車は、矢印が示す方向の反対方向へ通行できません。</p>
<p>徐行</p> 	<p>車・路面電車は、徐行しなければなりません。</p>

一時停止 	車・路面電車は、一時停止しなければなりません。
歩行者横断禁止 	歩行者は、横断してはいけません。
横断歩道 	横断歩道です。歩行者は、ここを通らなければなりません。
交差点有り 	この先に交差点があるので注意して進みなさい。
学校、幼稚園、保育所等 有り 	近くに小学校、幼稚園、保育所などがあるので、車は、人の通行に注意して進みなさい。
日・時間（補助標識） 	本標識が表示する交通規制の行われている日や時間を意味します。
区間内（補助標識） 	本標識が表示する交通規制の区間内であることを意味します。
通学路（補助標識） 	小学校、幼稚園、保育所などに通うために通行する道路であることを意味します。
歩行者専用（補助標識） 	歩行者だけが通行できることを意味します。
自転車歩道通行可（補助標識） 	普通自転車は歩道を通行することができることを意味します。

(4) 歩行者の通行方法

ア 通行区分（第10条）

- 歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路

においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるとき、その他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

○ 歩道と車道の区別のある道路においては、次の場合を除いて歩道を通行しなければならない。

* 車道を横断するとき。

* 道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

イ 横断の方法（第12条）

○ 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって横断しなければならない。

○ 歩行者は、道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合（スクランブル交差点）を除き、斜めに道路を横断してはならない。

ウ 横断禁止の場所（第13条）

○ 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道を横断するとき、又は信号機の表示する信号、警察官等の手信号等によって道路を横断するときはこの限りではない。

○ 公安委員会が、歩行者横断禁止区域として指定した区間においては、道路を横断してはならない。

エ 児童・幼児・高齢者・身体障害者等の保護（第14条）

(ア) 目が見えない者の義務

目が見えない者又はこれに準ずる者は、道路を通行するときは、白色に塗ったつえを携え又は盲導犬を連れていなければならない。

(イ) 身体障害者用のつえなどの乱用防止

目が見えない者等以外の者は、白色に塗ったつえを携え又はハーネスを付けた犬を連れて道路を通行してはならない。



(ロ) 児童・幼児の路上遊戯の監督・付添いの義務

児童や幼児を保護する責任がある者は、交通のひんぱんな道路または踏切やその付近の道路で、児童や幼児を遊ばせたり、また、自分または自分に代わる看護者が付き添わないで幼児を一人歩きさせてはならない。

(ハ) 通学・通園児の保護義務

児童や幼児が通学や通園のため道路を通行している場合において、交通事故防止のために誘導、合図その他



適当な措置をとることが必要と認められる場所に居合わせた者は、これらの措置をとることによって、児童・幼児が安全に道路を通行できるように努めなければならない。

(ニ) 高齢歩行者の保護

通行に支障がある高齢の歩行者が道路を横断するとき、その場所に居合わせた者は、その高齢歩行者が安全に横断できるように、誘導や合図などの必要な措置をとるように努めなければならない。

(ホ) 身体に障害にある歩行者の保護

肢体不自由、視覚・聴覚に障害のある歩行者で通行に支障のある者が道路を横断するとき、その場所に居合わせた者は、その歩行者が安全に横断できるように、



誘導や合図などの必要な措置をとるように努めなければならない。

(キ) 通行に支障がある歩行者の義務

松葉杖をついたけが人、妊産婦などの通行に支障がある歩行者が道路を横断するとき、その場所に居合わせた者は、その歩行者が安全に横断できるように、誘導や合図などの必要な措置をとるように努めなければならない。

オ 運転者の歩行者保護義務

(ア) 車両等は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保つか、又は徐行しなければならない。(第18条第2項)

(イ) 車両は、交差点(法第36条第2項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に30m以内の部分においては、他の車両を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。(第30条第3号)

(ウ) 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(停止線が設けられている場合は停止線の直前)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。(第38条第1項)

(エ) 車両等は、横断歩道等(信号により歩行者等の横断が禁止されている場合を除く。)又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停

止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。(第38条第2項)

(カ) 車両等は、横断歩道等（信号により歩行者等の横断が禁止されている場合を除く。）及びその手前の側端から前に30m以内の道路の部分においては、第30条第3号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等の側方を通過してその前方に出てはならない。(第38条第3項)

(キ) 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。(第38条の2)

(ク) 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。(第71条)

○ むかみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行するなどして、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

○ 車両等の運転者は、通行に支障のある高齢歩行者や、身体に障害のある歩行者で通行に支障のある者、看護者のいない児童・幼児や松葉杖をついている者などが通行しているときは、一時停止又は徐行をして、その通行を妨げないようにしなければならない。

○ 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

○ 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

(ケ) 車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものが

いなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から1.5m以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

(ク) 道路における禁止行為

○ 道路交通法に規定されている禁止行為

- * 信号機若しくは道路標識等又はこれに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置すること。(第76条第1項)
- * 信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置すること。(第76条第2項)
- * 交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に設置すること。(第76条第3項)
- * その他してはならない行為(第76条第4項第1号～第6号)
 - ・ 道路において、酒に酔って交通の妨害となる程度にふらつくこと。
 - ・ 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ち止まっていること。
 - ・ 交通ひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれに類する行為をすること。
 - ・ 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。
 - ・ 前各号のほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。
 - ・ 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

○ 公安委員会が定めた禁止行為

- * 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転練習をすること。
- * 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- * 交通のひんぱんな橋の上で魚つりをし、又は投げ網をすること。

- * みだりに道路に泥土，汚水，ごみ，くず等をまき，又は捨てること。
- * 交通の妨害になるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- * 牛，馬，めん羊等の家畜を道路に放し，又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- * 車両等の運転者の眼を幻惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- * 凍結するおそれのあるときに，道路に水をまくこと。
- * 道路において，爆竹，花火，かんしゃく玉，発煙筒その他これらに類するものをみだりに使用すること。
- * 道路において進行中の車両からみだりに身体を出し，又は物件を突き出すこと。

(5) 自転車の通行方法

ア 車道通行の原則

自転車は，歩車道の区別のある道路では，車道を通行しなければならない。ただし，道路外の施設や場所に入出入りするためやむを得ず歩道又は路側帯を横断するときは，この限りではない。

なお，普通自転車は，道路標識によって「普通自転車通行可」の指定がされている歩道を通行することができる。

ただし，歩道上に普通自転車が通行すべき部分が道路標示によって指示されている場合は，その部分を徐行して通行しなければならないし，道路標示による指示がない場合は，歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行しなければならない。また，歩行者の通行を妨げることとなる場合には，一時停止しなければならない。



イ 左側通行の原則

自転車は，道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

ウ 路側帯通行

自転車は，道路の左側に設けられた路側帯を通行することができる。ただし，

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合及び歩行者用路側帯は除く。

なお、路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

エ 並進の禁止

自転車は、他の軽車両と並進してはならない。ただし、普通自転車の「並進可」の道路標識がある区間では2台までに限り並進することができる。

オ 自転車横断帯の利用

自転車は、交差点に自転車横断帯があるとき、又は自転車横断帯がある場所の付近では、その自転車横断帯によって横断しなければならない。

カ 交差点進入禁止

普通自転車は、道路標示によって普通自転車の交差点への進入が禁止されている交差点に入ってはならない。

キ 交差点の安全進行義務

自転車は、交差点に入ろうとする場合、および交差点を通過するときは、「交差道路を通行する車両等」「反対方向からくる右折車両等」「横断歩行者」に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

ク 歩行者・自転車専用信号機に従う義務

「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、自転車は、その信号に従って通行しなければならない。

ケ 徐行、一時停止

自転車は、左右の見通しのきかない交差点に入ろうとするときや、「徐行」の標識がある場所を通行するときは、徐行しなければならない。

自転車は、一時停止の標識がある交差点では、一時停止し、交差車両等の通行を妨げないようにしなければならない。

コ 自転車横断帯がない交差点での右折

自転車は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

信号機のある交差点では、対面する信号が青で向こう側の角まで進行し、そこで右方向に向きを変えて、対面する信号が青になってから進行すること。

サ 自転車に乗る者の義務等

○ 何人も酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

○ 自転車の運転者は、その自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通、その自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

また、基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない。

○ 自転車の運転者は、乗車席以外の場所に乗車させて自転車を運転してはならない。また、公安委員会が定める乗車制限に反して乗車をさせ、自転車を運転してはならない。

○ 自転車は、夜間、道路を通行するときは、公安委員会が定める灯火（白色又は淡黄色で、夜間前方10mの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯）をつけなければならない。

○ 自転車の運転者は、夜間、公安委員会が定める反射器材（橙色又は赤色で、夜間後方100mの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯）を備えていない自転車を運転してはならない。

シ 公安委員会が定めた自転車の乗車、積載制限

○ 乗車人員

自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに

該当する場合は、この限りでない。

- * 16歳以上の者が小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させる場合
- * 16歳以上の者が4歳未満の者を背負い、ひも等により確実に固定している場合
- * 道路法に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合
- * 他人の需要に応じ、有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業に従事する者がその乗車装置に応じた人数の者を乗車させる場合

○ 積載物の重量

積載装置を備える自転車にあつては30kgを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120kgをそれぞれ超えないこと。

○ 積載物の大きさ

長さは積載装置の長さに0.3mを加えたもの、幅はその積載装置、高さは2mからその積載する場所の高さを減じたものを超えないこと。

○ 積載の方法

積載装置の前後から0.3m、左右から0.15mを超えてはみ出さないこと。

2 その他知っておきたい知識

(1) 自動車の機能と運転行動

現代の交通社会にとって自動車は欠かせないもののひとつですが、利用の仕方によっては走る凶器になります。

交通事故の約80%以上は、運転する側にその原因があると言われていています。自動車の運転は、認知、判断、操作を一瞬のうちに行い、これを繰り返しており、これら一連の行動のどこかに間違いが起こると、交通事故につながるのです。

私たちは、歩行者と運転者の相互信頼を深めることも大切ですが、自動車の機能やこれに潜む危険性を理解することも重要です。

ア 運転操作

(ア) 認知・・・道路上の状況をとらえる。

(イ) 判断・・・認知した状況から、どんなことが起きているか、起きそうかを考え、予測しそれに対して最も適した運転方法を決断する。

(ウ) 操作・・・決断したことを、正確に手足に伝え、ハンドル、ブレーキ、その他の運転装置を操作する。

イ 自動車の死角と内輪差

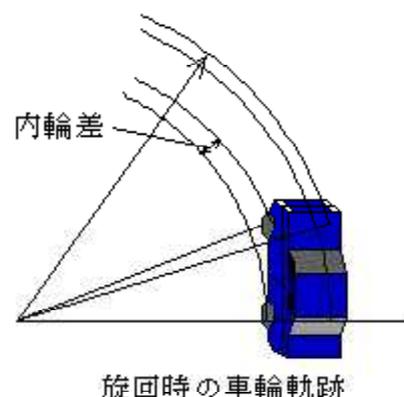
(ア) 死角

歩行者や自動車に乗っている人から見ると、自動車がよく見えるので、運転者からもよく見えるだろうと思いがちですが、運転者からは全く見えない箇所や、見えにくいところがあります。これを「死角」と呼んでいます。

(イ) 内輪差

狭い道路や交差点などを自動車が曲がる場合、速度をずっと落として、ハンドルをいっぱいまで回して小回りをします。

このとき、車の四つの車輪は、別のところを通り、内側の車輪に比べると、前車輪よりも後車輪の方が内側を通ります。これが「内輪差」で、回転半径が小さいほど大きくなり、また、大型トラックやバスのように、前車輪と後車輪との間が長い車ほど大きくなる性質があるので十分理解しておく必要があります。



(ウ) 自動車に働く自然の力

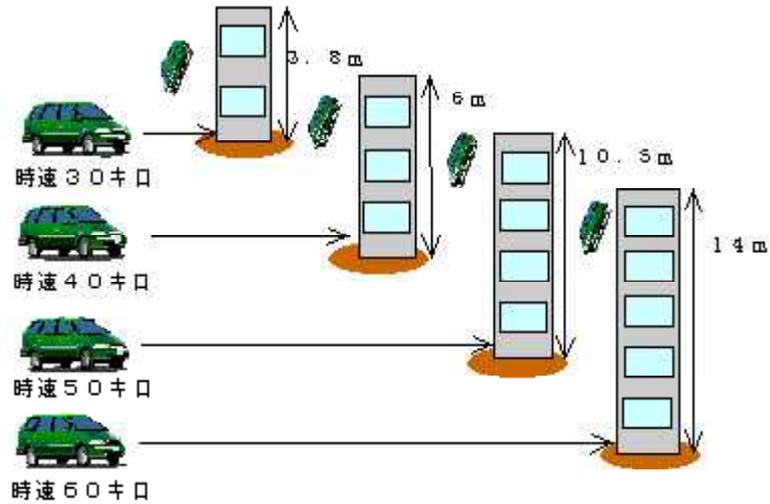
○ 衝撃力

交通事故の大きさは、車が衝突したときに、相手に与えたり、自分が受けたりする衝撃力の大きさに関係します。

自動車が歩行者にぶつかったときの衝撃力は、車のスピードが速いほど大きく、重いほど大きくなります。例えば、時速60kmでコンクリートの壁に衝突した場合、

約14mの高さから落ちた場合と同じ程度の衝撃力が受けるのです。

また、スピードと衝撃力の関係は、実験によって右の図のようになることが明らかにされています。



自動車の衝撃力

○ 摩擦の力

走行中の車は、クラッチを切っても走り続けようとする性質があるため、すぐには止まりません。この車を止めるためには、ブレーキをかけ、タイヤと路面の間の摩擦抵抗を利用します。濡れたアスファルト路面を走るときなどは、摩擦抵抗が小さく、制動距離が長くなります。

○ 遠心力

自動車がカーブを走行するときは、カーブの外側に滑り出そうとする力が働きます。この力を「遠心力」といい、カーブの半径が小さいほど大きくなり、速度の2乗に比例して大きくなります。

○ 速度の影響

制動距離は、速度の2乗に比例して大きくなります。したがって、速度が

2倍になれば、カーブで車の横滑りや転倒をさせようとする力は、4倍になります。

(I) 停止距離

車は急に止まれません。停止するまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離とを合わせた距離を必要とします。

○ ブレーキ反応時間は平均で0.66秒

人間が何らかの情報を認知し、それに対応して反応をするまでの時間を「反応時間」といいます。

○ 雨の日は停止距離が長くなる

一定の速度で走行している車を停止させるために必要な距離は、反応時間による空走距離に制動距離を加えたものです。制動距離は路面とタイヤの摩擦係数によって定まります。摩擦係数が高ければ滑りにくく、制動距離は短くなりますが、摩擦係数が低ければ滑りやすく制動距離が長くなります。

雨天や雪道では摩擦係数が低く、停止距離が非常に長くなります。特に、雨の降り始めは路面や泥やほこり、油などの影響で、摩擦係数が急激に低下するため、乾燥したアスファルト路面に比べると停止距離が長くなります。

○ 心の準備がなければ反応時間は遅れる

普段、走行していて、カーブの前に予告信号などがあった場合は、その先の信号機の合図に余裕をもって対処できるが、突然赤信号になった場合などは慌ててしまうことがあります。

反応時間は、何か信号が出ることが予測でき、それに対する心構えがあるときは短く、反対に予測できない場合は遅くなります。

歩行者や自転車がいつ飛び出してくるか分からない場合には、常に先の事態への予測をしながら走行することが大切です。